

## 企業に対する主な支援策

助成金等	内容	問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(一般被保険者)として新たに雇い入れる事業主に対して資金相当額の一部を助成するものです。	・管轄のハローワーク ・沖縄助成金センター
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	ハローワーク等の紹介により、障害者を原則3か月間(精神障害者は6か月以上12か月以内。ただし、助成金の支給上限は6か月分)試行的に雇用することにより、適正や能力を見極め、継続雇用へのきっかけづくりを図ります。実施事業所には対象労働者1人につき、1か月当たり4万円が最大3か月(精神障害者の場合は、1〜3か月×8万円、4〜6か月×4万円)支給されます。	・管轄のハローワーク
職場適応訓練	障害者などの一般的に就職が困難な者を作業環境に適合させることを目的に職業訓練を実施し、訓練終了後は当該事業所で雇用することを目的とした制度です。訓練期間は6か月、訓練期間中は、事業主に対して、訓練委託費(訓練生1名につき月額24,000円)が支払われます。	・管轄のハローワーク ・沖縄県商工労働部 雇用政策課
納付金制度による 雇用調整金、 報奨金等の支給	【報奨金】 常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数を超えて障害者を雇用している場合に支給します。  【特例給付金】 労働時間が10〜20時間の障害者数に応じて、1人につき月額7千円または5千円の特例給付金を支給します。	・(独)高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 沖縄支部高齢・ 障害者業務課

## 情報収集のツール

ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 <a href="https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html">https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html</a></li> <li>●障害者雇用マニュアル コミック版 <a href="https://www.ref.jeed.go.jp/">https://www.ref.jeed.go.jp/</a></li> </ul>	
●沖縄労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジセミナー</li> <li>・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(集合講座)</li> </ul>	
●管轄のハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(出前講座)</li> </ul>	※開催日時、募集状況などの詳細については各機関のHPか、お電話等でご確認ください。
●障害者就業センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主支援ワークショップ</li> </ul>	
●県雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等雇用啓発セミナー</li> <li>・企業向けセミナー</li> <li>・出前講座など</li> </ul>	
●ナカボツセンター等	不定期でのセミナーを実施しています	

## 沖縄県障害者雇用推進企業登録制度

障害のある人もない人も共に働きやすい職場環境づくり  
県による「登録企業リストや雇用事例の発信」「企業間情報交換の場の設定」などにより、県民の障害者雇用に対する理解促進と登録企業間のネットワーク構築を図ります。



登録企業を募集中! 詳しくは、「沖縄県 商工労働部 雇用政策課」のホームページをご確認ください。

## 法定雇用率とは?

●法定雇用率(令和3年3月1日〜)

事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上としなければいけないこととなっています。(障害者雇用促進法43条第1項)  
従業員43,5人以上の事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況をハローワークに報告する義務があります。

●問合せ先: 沖縄県労働局職業安定部職業対策課、管轄のハローワーク

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.3%
国・地方公共団体	2.6%
県教育委員会	2.5%

## 納付金制度とは?

法定雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金、特例給付金を支給するとともに、障害者雇用促進等を図るための助成金を支給しています。

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主は、障害者雇用納付金の申告が必要です。そのうち、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に応じて障害者雇用納付金の納付が必要です。

●問合せ先: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 高齢・障害者業務課

## 障害者雇用関係機関一覧

問い合わせ先	所在地	電話	FAX
ティード&テムテム(北部)	名護市宇佐茂の森1-17-9	0980-54-8181	0980-54-3287
花灯(中部)	沖縄市登川2695番地 1階	098-989-6527	098-989-6525
障害者就業・生活支援センター(ナカボツセンター)	かるにあ(南部) 浦添市前田1004-9 2階 ブリッジ(南部) 糸満市阿波根1556-1 豊ビル202号室 みやこ(宮古) 宮古島市平良字下里1202-8 1階 どりいむ(八重山) 石垣市宇石垣371番地 1階	098-871-3456 098-996-2805 0980-79-0451 0980-87-0761	098-871-3221 098-996-2806 0980-75-3450 0980-87-0760
ハローワーク	那覇 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄 沖縄市住吉1-23-1 名護 名護市東江4-3-12 宮古 宮古島市平良字下里1020 八重山 石垣市宇登野城55-4	098-866-8609 098-939-3200 0980-52-2886 0980-72-3329 0980-82-2327	098-866-0808 098-939-3209 0980-53-1625 0980-73-6834 0980-82-1389
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部	高齢・障害者業務課 那覇市おもろまち1-3-25 4階 沖縄障害者就業センター 沖縄障害者就業センター 那覇市おもろまち1-3-25 5階 職業安定部職業対策課 那覇市おもろまち2-1 1号館 3階	098-941-3301 098-861-1254 098-868-3701	098-941-3302 098-861-1116 098-951-3507
沖縄県	子ども生活福祉部障害福祉課 那覇市泉崎1-2-2 3階 教育庁県立学校教育課 那覇市泉崎1-2-2 13階	098-866-2190 098-866-2715	098-866-6916 098-866-2718

## 発行元: 沖縄県 商工労働部 雇用政策課

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 8階

TEL: 098-866-2324 FAX: 098-866-2349

# 「はじめよう! 障害者雇用」



## 共生社会の実現を目指して

沖縄県では、平成26年4月「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害のある人もない人も全ての県民が等しく、地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる「共生社会」の実現を目指しています。共生社会では、職業生活においても障害の有無にかかわらず、能力を発揮する機会を与えられるべきです。障害をもちながらも企業の戦力として活躍する方が増えている一方で、働く事を希望しながらも仕事に就くことができない障害者の方がまだたくさんいます。事業主の皆様、共生社会の実現を目指して、障害のある方の雇用に取り組んでみませんか?

